

トラックGメン活動中！

トラックGメンは、物流事業の健全な運営のため、**適正な取引を阻害する疑いのある荷主・元請事業者に対する監視を強化**するべく、2023年7月に新たに創設された制度です。トラック事業者に対するヒアリングの実施等により、**違反原因行為**（※）の疑いのある荷主・元請事業者に対し、「働きかけ」や「要請」等を行っています。

※違反原因行為については、裏面もご覧ください。

荷主が違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

※勧告を発動した場合は荷主名を公表します。

トラックGメンの活動事例を紹介します

① 運賃・料金の不当な据置きを是正

燃料サーチャージについて交渉しても、なかなか結論を出してもらえない



元請と真荷主が速やかに協議し、燃料サーチャージを導入することでスピード決着

② 恒常的な長時間の荷待ちを是正

3時間以上待たされる



専用バースの確保、荷受・仕分要員の配置、到着時間の設定の対策をした結果、平均滞在時間が「30分未満」まで大幅改善

③ 契約にない附帯業務を是正

契約にない附帯業務を無償で要求される



作業範囲、運送料金作業附帯料金をそれぞれ分けて契約を締結し、契約内容の「見える化」を実施

④ 過積載運行の要求を是正

荷物の重量に関係なく、箱車やウィング車の天井まで荷物を積み込まれる



積荷重量を把握できる配車システムを構築し、協力会社と連携し、重量の分散化を実施

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常に長い荷待ち時間 **無理な到着時間の設定** **過積載になるような依頼**



⇒**過労運転防止義務違反を招くおそれ**



⇒**最高速度違反を招くおそれ**



⇒**過積載運行を招くおそれ**

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

● 契約にない附帯業務

…契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要

● 運賃・料金の不当な据置き

…運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない

● ドライバーの拘束時間超過

…配車時刻までに荷揃えが終わっておらずドライバーを待機させる

● 異常気象時の運行指示

…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実であれば、改善していただく必要があります。

(トラックGメンの働きかけによる事実判明の場合は、改善計画の策定・提出が必要。)

【お問い合わせ先】 国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課 052-952-8037



トラックGメンポータルサイト
※内容は順次更新中

愛知運輸支局 輸送・監査担当 052-351-5313 静岡運輸支局 輸送・監査担当 054-261-1191

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 058-279-3714 三重運輸支局 輸送・監査担当 059-234-8411 福井運輸支局 輸送・監査担当 0776-34-1602